

小名浜製錬株式会社 責任ある鉱物調達方針（プラチナ、パラジウム）

制定：2025年4月1日

最終改訂：2026年1月1日

小名浜製錬株式会社（以下「当社」という）では、プラチナ及びパラジウムの地金を製造しています。プラチナ・パラジウムを含む原料の調達について、ESGに配慮した上で、London Platinum and Palladium Market Responsible PGM Guidance（以下「LPPM RPG」という）に沿った管理システムを構築・運用し、定期的に第三者機関による監査を受けることとします。以下にプラチナ及びパラジウムに適用する当社の責任ある鉱物調達方針を示し、実践してまいります。

1. 総則

- (1) 人権を尊重し、いかなる非人道的行為への直接的・間接的加担をも回避するため、武力紛争または広範な暴力または人々に危害が及ぶその他のリスクが存在するような、紛争地域および高リスク地域における勢力との関係が疑われるような鉱物を使用しません。

使用するプラチナ及びパラジウムを含む原料について LPPM RPG に従い、"OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas" Annex II に記載のリスク（下記列挙）を含む悪影響を及ぼすリスク及び現実化した悪影響に対して、特定、評価、対応するリスク管理を行います。

- 非政府武装集団に対する直接的または間接的支援
- 鉱物の採掘、輸送、取引に関連した人権侵害
- 公的または民間の保安隊への直接的または間接的支援
- 贈収賄および鉱物原産地の詐称
- 資金洗浄
- 政府への税金、手数料、採掘権料の支払い

(2) PGM 含有材料の盗難品に関する対応

PGM 含有材料の盗難品に関する対応方針について以下の通り定め、自社サプライチェーン及び業界からの排除に向け取り組みます。

- OECD ガイダンスの ANNEX II に類似、あるいはそれに基づく方針を公表していない自動車触媒材料を取り扱う取引先に対して強化されたデューデ

リジェンス(以下「EDD」という)を実施します。

- 盗難された PGM 含有材料を扱っている疑いのある取引先に対しては、さらなる調査を行い、調査が完了するまで、一時的に取引を停止することを検討します。
- 盗難された PGM 含有材料の取引撲滅に向け、当局と協力します。
- 自動車触媒材料に対する現金買取を拒否し、業界から現金買取を排除するよう努めます

(3) プラチナ及びパラジウムを含む原料調達管理の体制及び実施状況についての第三者機関による監査を毎年実施して、その監査結果を LPPM に報告します。

2. 管理体制と責任

- (1) 当社が選任するコンプライアンス責任者は、関連部署を統括して管理システムを運用するなど、管理マニュアルで定めた権限を有し責任を負います。
- (2) 当社が選任するサプライチェーン責任者は、管理体制全体を統括し、定期的にレビューを行うなど、管理マニュアルで定めた権限を有し責任を負います。

3. 紛争地域および高リスク地域との関係が疑われる勢力からの原料調達における判断基準

当社が定めた紛争地域および高リスク地域における人権侵害、テロリストへの資金供与、マネーロンダリングや不正取引への関与が判明した、またはその可能性が高いことが判明した、プラチナ及びパラジウムを含む原料の調達を、高リスクの原料調達と判断します。

4. 原料調達先に関するデューデリジェンス(以下「DD」という)の実施

プラチナ及びパラジウムを含む原料の全ての調達先について DD を実施し、リスク評価を行います。リスク評価は、調達する材料、取引に係る国・地域、取引先の属性による 3つの側面から評価します。リスク評価の結果、サプライチェーン責任者が高リスクと判断した場合は、リスク低減の検討、もしくは原料購入の取引を停止します。

5. 調達原料のモニタリング

- (1) 当社が調達した原料は、当社担当部署に供給されます。当社担当部署では、

受入れる全ロットについて、現物確認、鉍量の測定、及び含有成分の分析が行われ、事前に取得する調達先提示の情報との整合性の確認を当社担当部署が行い、その結果を管理します。

- (2) (1) 項記載の原料受入れに関するモニタリングシステムを、当社における責任ある鉍物調達の観点からも活用し、高リスクな原料の混入の防止システムとして運用することとします。

6. 責任ある鉍物調達システムの運用

- (1) コンプライアンス責任者は、当社の当該業務関係者に対して、各時点で必要と認められる状況に応じて教育訓練を実施します。
- (2) コンプライアンス責任者は、当社の当該業務関係者に対して、少なくとも1年に一度の頻度でモニタリングを実施します。モニタリングでは責任ある鉍物調達システムに従って適切に業務が遂行されているか、逸脱がないかを評価します。
- (3) 原料調達において、新たな調達先との取引が開始される場合は、その情報がサプライチェーン責任者に伝達されるシステムとし、高リスクな原料混入の防止に努めます。
- (4) コンプライアンス責任者は、責任ある鉍物調達に関する業務を記録に残し、保存します。また管理マニュアルの文書体系は状況に応じて逐次改訂し、適正に管理するものとします。

以上